

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年12月6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：30件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）のチューブ渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（3本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を取付け	GⅢ	
2	2号機	廃棄物処理建屋シャワードレンタンク室入口付近の壁面より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
3	2号機	タービン建屋1階西側廊下にて、南側ケーブル中継箱内への雨水の浸入（放射能なし）が認められたため、当該ケーブル中継箱への浸入経路を調査後、対応検討	GⅢ	
4	2号機	タービン建屋1階西側廊下にて、480V動力用電源盤（2C-2）上部に布設されている雨水排水配管より雨水のリーク（汚染なし）が認められたため、当該配管を点検・修理	GⅢ	
5	2号機	タービン建屋バッチオイルタンク室東側壁面上部（約2～3mの位置）に設置されているケーブル中継箱とコンクリート壁面の隙間から雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
6	2号機	復水脱塩装置樹脂再生用硫酸ポンプ（A）の出口圧力指示計に指示値不良（スティック）が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	GⅢ	
7	3号機	原子炉建屋5階東側壁に設置されているブローアウトパネル鉄板継目部の隙間から雨水の浸入（汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
8	3号機	タービン建屋ストームドレンサンプポンプの自動起動・自動停止信号検出用レベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・調整	GⅢ	
9	4号機	第24サイクル保全計画書の参考資料（長期保守管理方針実施状況総括表）において、機器名及び備考欄の記載に一部誤りが認められたため、当該保全計画書を訂正及び対応検討（JNES指摘事項）	GⅡ	
10	4号機	タービン建屋換気空調系の排気処理装置（B）出口ダンパに開動作不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理	GⅢ	
11	4号機	取水設備岩着ダクトピット用サンプポンプ（C）に汲み上げ不良が認められたため、当該ポンプを点検・修理	GⅢ	
12	4号機	主復水器（A）の海水側水室内及び循環水配管内の点検において、異物が認められたため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
13	4号機	原子炉再循環ポンプ（A・B）の入口圧力指示スイッチの指示値上昇に伴う動作により、残留熱除去系ポンプ入口への配管に設置されている隔離弁（2台）が自動で閉動作し、残留熱除去系ポンプ（D）が自動停止したため、原因調査後、対応検討	GⅡ	12月8日再審議にて グレード変更 GⅢ→GⅡ

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	タービン建屋換気空調系の排気処理装置（C）出口ダンパに開動作不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理	GⅢ	
15	4号機	電源取替工事に伴う仮設電源切替え作業中、電源盤内仮設配線の解線時、誤って通電中の別の盤内配線を解線したことにより、「非常用ガス処理系（A）の排気ファン（A）」の電源が一時的に停電し、「非常用ガス処理系流量低」を示す警報が発生したため、対応検討	GⅡ	
16	5号機	燃料交換機用制御盤の点検において、補助ホイスのペンダント型遠隔操作スイッチの操作部部品に脱落が認められたため、当該部品を取付け及び使用済燃料プール内への異物混入の可能性を評価	GⅢ	
17	5号機	変圧器防災設備建屋において、変圧器防災装置制御盤に「直流接地」を示す警報が発生し、自然に復帰したため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
18	5号機	廃棄物処理建屋1階ドラム缶搬出エリアのシャッター上部より雨水が浸入し、隣接する制御盤連絡通路（放射線管理区域）に流入（約80リットル、汚染なし）が認められたため、当該シャッター取付け部を点検・修理	GⅢ	
19	5号機	所内ボイラ用給水ドレンタンクレベル調節弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
20	5号機	所内ボイラ用給水ドレンタンクレベル調節弁のバイパス弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
21	5号機	取水設備のパー回転式及びレーキ付きスクリーン洗浄水の排水路全域に海生物（貝、藻）が付着しているため、当該排水路を点検・清掃	対象外	
22	6号機	原子炉建屋5階南東側壁に設置されているブローアウトパネル周りから雨水の浸入（汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
23	6号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ（A）の点検において、軸受ケース内径寸法に管理値外れが認められたため、当該部を修理	GⅢ	
24	6号機	所内ボイラ用脱酸剤濃度指示計に指示値不良が認められたため、当該濃度指示計を点検・修理	GⅢ	
25	6号機	残留熱除去海水系ポンプ（C）駆動用電動機の下部冷却水ストレーナに詰まり傾向が認められたため、当該ストレーナを清掃	GⅢ	
26	6号機	残留熱除去海水系ポンプ（A）駆動用電動機の下部冷却水ストレーナに詰まり傾向が認められたため、当該ストレーナを清掃	GⅢ	
27	6号機	軽油移送ポンプ（No. 6）出口元弁のグランド部下部に油の滴下跡が認められたため、当該弁グランド部を点検	GⅢ	
28	集中環境施設	所内ボイラ（B）供給重油流量積算計入口側ストレーナに詰まりが認められたため、当該ストレーナを清掃	GⅢ	
29	集中環境施設	放射性廃液濃縮系シール水ポンプ出口弁のグランド部に析出物が認められたため、当該弁グランド部を点検	GⅢ	
30	その他	使用済燃料共用プール建屋内の管理区域1階トラックエリアの火災報知器（1台）が誤動作したため、当該火災報知器を点検	GⅢ	